

## 顔師古校注『漢書』と敦煌本『漢書集解』

洲脇武志

### はじめに

唐の顔師古が編纂した『漢書』注は、現在『漢書』を讀む際、ま  
ず手がかりとするべき注釋であると同時に、最も重視されてきた注  
釋である。これは唐代まで數多くあつた『漢書』注釋書が、北宋に  
なると顔師古の『漢書』注以外のほとんどが散逸してしまつたこと  
からも窺えよう。また顔師古以外の『漢書』注釋書が散逸したこと  
により、北宋以降の『漢書』注釋書の多くは、顔師古注を基として  
作られてることとなり、我々は顔師古注を無視して『漢書』を讀む  
ことは困難となつた。このように顔師古の『漢書』注は、『漢書』  
を讀む上で、缺かすことの、また避けて通ることのできない注釋な  
のである。しかし、斯様に重要な注釋でありながら、顔師古の『漢  
書』注に關する研究は少なく、吉川忠夫氏<sup>2)</sup>によつてその基本的な特  
徴は明らかにされたが、顔師古『漢書』注が先行する『漢書』注  
釋書をどのように編集・改變したか、成立後にどのように受容され  
てきたか、そして何故數多の『漢書』注釋書の中から顔師古の『漢  
書』注だけが選ばれたのかは未だ明らかにはされていない。

筆者は、これまでに『文選』李善注と『後漢書』李賢注に引用さ  
れる『漢書』注釋、主に無名氏「漢書音義」に注目して調査を行い、  
上記の問題點の内、まずは顔師古の『漢書』注成立直後の初唐にお  
ける『漢書』注釋書の受容状況について考察を加えてきた<sup>3)</sup>。そして  
その結果、顔師古の『漢書』注は、成立後しばらくは數ある『漢書』  
注釋書の中の一書として受容されており、今日のような絶對的な權  
威は持ち得ていなかったとの結論を得た。

本稿は、以上の點を踏まえた上で、未だ不明瞭な顔師古による注  
釋の編集・改變作業や顔師古登場以前の『漢書』注釋書の實態につ  
いて、敦煌にて發見された顔師古以前の注釋が附されている『漢書』  
と顔師古が注釋を施した『漢書』とを比較することによつて検討す  
るものである。またその上で、何故に顔師古の『漢書』注が今日ま  
で讀み繼がれていったかについても言及したい。

なお、本稿では、顔師古が『漢書』の本文及び注釋を校定し、『漢  
書』の面目を一新した點（詳しくは後述）を重視し、顔師古による  
校定を経た『漢書』を特に「顔師古校注『漢書』」と呼ぶこととす  
る。

## 一 主な『漢書』注釋書

まずは本題である敦煌本『漢書』の検討に入る前に、主な『漢書』注釋書について、顔師古「漢書紋例」に據りながら、簡単に確認していきたい。

〔後漢〕：『漢書』注釋書の登場

漢書舊くは注解無く、唯だ服虔應劭等各おの音義を爲り、自ら別に施行せらる。

現在、姓名が確認できる最古の『漢書』の注釋は、後漢末の服虔と應劭によるものである。服虔の注は、今『隋書』經籍志に「漢書音訓一卷 服虔撰」と著録されている。また應劭注については、『後漢書』に「凡そ著述する所は百三十六篇。又た集解漢書あり、皆な時に傳はる」とあり、應劭の注釋は『集解漢書』という書名であつたらしい。この兩人が先驅けとなり、以後西晉に至るまで、多くの注釋が編纂された。そして西晉になるとそれら『漢書』諸注釋書をまとめた、「集注」形式の注釋書が登場する。

〔西晉〕：「集注」の登場

典午中朝に至り、爰に晉灼有りて、集めて一部を爲る、凡そ十四卷。又た頗る意を以て増益し、時に前人の當否を辯じ、號して漢書集注と曰ふ。屬またま永嘉の喪亂ありて、金行播遷するに、此の書存すると雖も、江左に至らず。是を以て爰れ東晉より梁陳に迄るまで、南方の學者皆な之を見ず。臣瓚なる者有り、氏族を知る莫きも、其の時代を考ふるに、亦た晉初に在り、又た

諸家の音義を總集し、稍や己の見る所を以て、其の末に續削し、舉げて前説を駁し、喜びて竹書を引き、自ら甄明と謂ふも、差爽無きに非ず、凡て二十四卷、分けて兩帙と爲す。今の集解音義は則ち是れ其の書なるも、而れども後人の見る者 臣瓚の作る所なるを知らず、乃ち之を應劭等集解と謂ふ。

西晉になると、まず晉灼が前人の注釋をまとめ、『漢書集注』十四卷を編纂し、續いて臣瓚もまた諸注釋書をまとめて、『漢書集解音義』二十四卷を編纂した。今、『隋書』經籍志には、「漢書集注十三卷 晉灼撰」とあり、また「漢書集解音義二十四卷 應劭撰」とある。『隋書』が「漢書集解音義」の撰者を「應劭」とするが、これは顔師古の指摘通り、臣瓚に改めるべきであろう。また、晉灼『漢書集注』は永嘉の亂により南朝には傳わらなかつた點には注しておきたい。

〔東晉〕：「注本」の登場

蔡謨臣瓚一部を全て取り漢書に散入す、此より以來始めて注本有り。但だ意は浮き、功は淺く、隱括を加へず、屬輯乖舛し、錯亂實に多し、或ひは乃ち本文を離析し、其の辭句を隔し、穿鑿妄起す。職もつぱら此れに之れ由りて、未注の前と大いに同じか  
らず。謨も亦た兩三處意を錯ちがくこと有るも、然れども學者に於いては竟に弘益する無し。

東晉の蔡謨は「應劭以來の班固漢書に注せし者を總べ」て、『漢書集解』を編纂した。臣瓚以前の注釋書は、その卷數から窺える通り、全て單注本であつたが、蔡謨は「臣瓚一部を全て取り漢書に散入」して、本文に注釋を挟み込んだ「注本」形式としたのである。

今、『隋書』經籍志に収録される「漢書 一百一十五卷 漢護軍班固撰 太山太守應劭集解」が、この蔡謨『集解』である。『隋書』經籍志では「應劭集解」とするが、姚振宗『隋書經籍志考證』にしたがって「應劭等集解」と「等」字を補うべきであろう。また蔡謨が本文に注釋を組み込んだため、『漢書』の卷數は從來の百卷から百十五卷に増えた。以後、この蔡謨『集解』が『漢書』の基本的なテキストになったようである。

〔唐〕：顔師古校注『漢書』の登場

唐になるといよいよ顔師古校注『漢書』が登場することとなる。

顔師古校注『漢書』は、時の皇太子、李承乾（太宗の長子、後に廢嫡）の命によって編纂され、貞觀十五（六四一）年に完成した。さて、先程から引用している顔師古『漢書敍例』には、『漢書』注釋書の歴史だけでなく、自身の注釋作成の方針も記されている。ここではその顔師古の校訂・注釋に關する部分を確認しておきたい。

漢書の舊文に多く古字有り、解説の後、屢ば遷易を経て、後人習讀するに、意を以て刊改し、傳寫すること既に多ければ、彌よ更に淺俗たり。今則ち古本を曲覈し、其の眞正に歸し、往にして識り難き者は、皆な從ひて之を釋す。（中略）

凡そ舊く是に注せし者、則ち閒然すること無くんば、具さにして之を存し、以て隱さざるを示す。其れ指趣略舉にして、結約にして未だ伸ばさざること有れば、衍して之を通じ、皆な備悉せしむ。詭文僻見にして、理を越え眞を亂すに至れば、匡して之を矯め、以て惑蔽を祛る。若し汎説當に非ず、蕪辭競逐し、苟も異端を出し、徒に煩冗を爲すは、祇だ篇籍を穢す

のみにして、蓋し焉を取る無し。舊本の闕漏する所、未だ嘗て解説せざれば、普く更に詳釋し、洽通せざること無からしむ。

上は典謨を考へ、旁に蒼雅を究め、苟にも臆説に非ず、皆な援據有り。

まず、本文については、傳寫が繰り返されるほどに文字が改變される、という認識に立った上で、人の手をあまり経ていないであろう「古本」に基づいて校勘を行い、眞正な姿を復元しようとしている。また注釋については、亂れた本文を古文字に復元した結果、頻出することとなった難讀字に關しては逐次解釋する（傍線部「一」）、舊注の正しいものはそれを詳細に残して隱蔽しない（傍線部「二」）、舊注のわかりにくいものは補足説明をする（傍線部「三」）、間違っているものはこれを正す（傍線部「四」）、的外れで冗長なものは採用しない（傍線部「五」）、舊注が解釋していないところに注釋を付ける（傍線部「六」）との方針を明記している。また「漢書敍例」では言及されていないが、顔師古校注『漢書』は卷數が増加している。『舊唐書』經籍志には「漢書 一百二十卷 顔師古注」とあり、蔡謨『集解』と比較すると卷數は五卷増えて、百十五卷から百二十卷になっている。

最期に「集注」形式の注釋書が引用する注釋について、王鳴盛『七史商榷』卷七「漢書敍例」に基づけば以下の様にまとめることができる。

〔晉灼『漢書集注』〕

服虔・應劭・伏儼・劉德・鄭氏・李斐・李奇（以上、後漢）・鄧展・文穎・張揖（司馬相如傳のみに注）・蘇林・張晏・如淳・孟康・

項昭・韋昭（以上、三國）

「臣瓚『漢書集解音義』」

晉灼『漢書集注』に劉寶（西晉）と自身の注釋を加える。

「蔡謨『漢書集解』」

臣瓚『漢書集解音義』を全面的に踏襲し、自身の注釋も若干加える。

「顏師古校注『漢書』」

蔡謨『漢書集解』（東晉）十荀悅（後漢）・郭璞（西晉）・司馬相如傳のみに注）・崔浩（北魏）、荀悅『漢紀』の音義を作る（）

以上が『漢書』注釋書のあらましであるが、顏師古が「漢書敘例」で觸れていない時期が存在する。すなわち南朝から初唐にかけてである。かかる時期の『漢書』受容については、趙翼『廿二史劄記』卷二十「唐初三禮漢書文選之學」によつて確認したい。

次は則ち漢書の學、亦た唐初の人の競尚する所なり。

隋の時より蕭該漢書に精しければ、嘗て漢書音義を撰し、當時の貴ぶ所と爲る（該傳）。包愷も亦た漢書に精しければ、世の漢書の學を爲す者は、蕭包的二家を以て宗と爲す（愷傳）。劉臻は兩漢書に精しく、人は稱して漢聖と爲す（臻傳）。又た張冲漢書音義十二卷を撰し、于仲文漢書刊繁三十卷を撰するこ

と有り。是れ漢書の學、隋人已に心を究む。

唐に及びて益ます考究するを以て業と爲す。顏師古太子承乾の爲に漢書に注し、解釋は詳明なれば、承乾之を表上し、太宗命じて之を祕閣に編せしむ。時人杜征南顏祕書は左邱明班孟堅の忠臣爲りと謂ふ。其の叔の游秦は先に漢書決疑を撰し、師古は多く其の義を取る、此の顏注漢書は、今に至るまで奉じて

準的と爲る者也（師古傳）。房玄齡其の文繁にして省き難きを以て、又た敬播をして其の要を撮さしめ、四十卷と成る。當時漢書の學大に行はれ、又た劉伯莊漢書音義二十卷を撰すること有り。秦景通と弟の暉とは皆な漢書に精しく、大秦君、小秦君と號す。當時の漢書を治む者は、其の指授に非ざれば以て無法と爲す。又た劉納言有りて亦た漢書を以て名家たり（敬播傳）。姚思廉少くして其の父察より漢書學を受く（思廉傳）。思廉の孫の班、察の撰する所の漢書訓纂多く後の漢書に注せし者の其の姓氏を隠し攘みて己が説と爲すが爲を以て、班乃ち漢書紹訓四十卷を撰し、以て其の家學を發明す（姚璿傳）。

又た顧允は漢書古今集二十卷を撰す（允傳）。李善は漢書辨惑三十卷を撰す（善傳）。王方慶嘗て任希古に就きて史記漢書を受く。希古官を遷るや、方慶は仍ち之に隨ひて業を卒す（方慶傳）。他に郝處俊の如きは漢書を讀むを好み、能く暗誦す（處俊傳）。裴炎も亦た左氏傳漢書を好む（炎傳）。此れ又た唐人の心を漢書に究め、各おの舊説を稟承し、敢て意を以て穿鑿を爲さざる者也（三三）。

ここでは顏師古校注『漢書』以後に作られた『漢書』注釋書（傍線部分）にも言及している。隋唐時代には「漢書の學」（漢書學）なる言葉も生まれ、多くの人々に漢書が讀まれていたことが窺えるが、ここで注目すべきは、師承などによつて『漢書』が讀み繼がれていったという事實である（波線部分）（三三）。

こういった注釋書に據らない『漢書』の傳授は、隋唐時代に始まったことではなく、『漢書』成立直後に、班固の妹である班昭（曹大家）が馬融に『漢書』を傳授したことに始まる。

時に漢書始めて出づるに、未だ通づる能はざる者多し。同郡の馬融、閣下に伏し、昭より讀を受け、後に又た融の兄續に詔して昭を繼ぎ之を成さしむ。<sup>(三三)</sup>

また『隋書』經籍志には、

唯だ史記漢書のみ、師法もて相ひ傳へ、並びに解釋有り。三國志及び范曄後漢は、音注有りと雖も、既に近世の作なれば、並びに之を讀みて知るべし。梁の時、漢書に明るきものに劉顯・韋稜有り。陳の時に姚察有り、隋代に包愷・蕭該有り、並びに名家爲り。〔『隋書』經籍志〕<sup>(三四)</sup>

とある。このように『漢書』は注釋書だけでなく、秦景通・秦暉・劉納言といった漢書學の宗匠や多くの「漢書學者」たちによる「師法」や、また姚氏・顏氏のような家學によっても讀み繼がれていたのである。<sup>(三五)</sup>

## 二 敦煌本『漢書』

ではここで、敦煌より出土した顔師古校注『漢書』以外の注釋付き『漢書』について検討していきたい。<sup>(三六)</sup> 現在、寫真などで見ることができ、本文・注釋が省略されていない寫本は、以下の四種である。

S.2053 『漢書』卷七十八 蕭望之傳殘卷)

P.3669 『漢書』卷二十三 刑法志殘卷。P.3557 と同本。内容かゝる P.3669 を先に置く)

P.3557 『漢書』卷二十三 刑法志殘卷)

敦煌祕笈四三二一『漢書』卷八十一 匡衡張禹孔光傳殘卷、本

稿では羅振玉が翻刻したものをを用いた。以下、羅振玉本と呼ぶ)

〔敦煌本『漢書』が引用する注釋〕

まずは、諸敦煌本『漢書』に施された注釋の注釋名について確認したい。なお、參考のため、顔師古校注『漢書』が同一箇所につける注釋も併せて調査して記し、違いがある場合は傍線を付けた。なお、以下の一覧に「無名氏」と表記しているものがある。これは、【本文】上以育耆舊名臣、乃以三公使車載育入殿中受策。

【集解】使車、三公奉使之車也。若安車。

のように、注釋者の姓名が冠されていない注釋の事である。<sup>(三八)</sup>

S.2053 『漢書』卷七十八 蕭望之傳)

服虔一例、應劭一例、文穎三例、蘇林四例、張晏二例、如淳三例、無名氏三例 (計十七例)

【顔師古校注『漢書』】

服虔二例、應劭二例、文穎二例、蘇林五例、張晏二例、如淳三例、孟康一例、顔師古百二例 (舊注十七例、計百十九例)

P.3669 『漢書』卷二十三 刑法志殘卷)

如淳四例、孟康一例、晉灼一例、無名氏三例 (計九例)

【顔師古校注『漢書』】

李奇一例、如淳三例、蘇林一例、孟康二例、晉灼二例、顔師古五十  
二例 (舊注九例、計六十一例)

P.3557 『漢書』卷二十三 刑法志殘卷)

李奇一例、文穎一例、如淳二例、晉灼一例、無名氏一例（計六例）

【顔師古校注『漢書』】

李奇三例、如淳二例、孟康二例、晉灼一例、顔師古十八例（舊注八例、計二十六例）

羅振玉本（『漢書』卷八十一 匡衡張禹孔光傳殘卷）

服虔二例、文穎二例、蘇林一例、如淳二例、晉灼一例、無名氏二例（計十例）

【顔師古校注『漢書』】

服虔二例、文穎一例、蘇林一例、如淳二例、晉灼一例、顔師古四十八例（舊注七例、計五十五例）

※敦煌本……………：總計四十二例

顔師古校注『漢書』…：舊注四十一例、顔師古注二百二十例、總計二百六十一例

敦煌本『漢書』に引用されている注釋は以上の通りであるが、それではこの敦煌本『漢書』は如何なる『漢書』なのであろうか。この敦煌本『漢書』については、王重民氏が『敦煌古籍叙録』（卷二 漢書刑法志 蔡謨注伯三六六九）で既に言及している。王氏は、

世字は廿に作り、民字は治字筆を缺けば、則ち當に高宗の世に寫すべし。載す所の諸家の注語、李奇以後に及ばず、小顔注の徵引する所と、亦た繁簡同じからざれば、余を以て之を考ふるに、蓋し晉の蔡謨集解（二〇）なり。

と述べ、「世」字及び「民」字（太宗 李世民）、また「治」字（高

宗 李治）を缺畫している點から、高宗期の寫本と見なし、また注釋者の下限が「李奇」である點、顔師古校注『漢書』が引用するものと差異があることから「p.369」を蔡謨『漢書集解』とする。またその他三本も同様の特徴を有することから、これらも蔡謨『漢書集解』と判断している。筆者は王氏の見解に基本的に賛同するものだが、ここで若干の補訂をおきたい。

まず、王氏は李奇を注釋者の下限とするが、この「李奇」は生卒年も大まかな活動年代も不明である。ただ顔師古「漢書叙例」では、引用する注釋者を列擧する際に、この李奇を三國魏の鄧展の前に置いている。恐らくは後漢く三國の人物なのであろう。また先述の通り、この敦煌本には西晉の晉灼の注が引用されている。晉灼は西晉時代に活躍し、顔師古による李奇の推定年代よりも後の人物であり、またその時代もほぼ確定している。したがって李奇ではなく晉灼を注釋者の下限とした方が適切であろう。

さて、ここで改めて敦煌本『漢書』について檢證したい。ここで判断の手掛かりとなるのは、次の五つの點である。

- ① 注釋者の下限が晉灼である。
- ② 唐代には本文と注が一體となった「注本」の形態を採る『漢書』は、『隋書』經籍志に據れば蔡謨『集解』か顔師古校注『漢書』だけである。<sup>二〇</sup>
- ③ 蔡謨は臣瓚『集解音義』を踏襲する（前掲「漢書叙例」による）。
- ④ 敦煌本には顔師古の自注が一つも引用されていない。
- ⑤ 敦煌本には姓名を冠しない注釋（「無名氏」注）が引用されているが、顔師古校注『漢書』に引用されている舊注には全て姓名が明記されており、姓名が缺けている注釋はない。<sup>二〇</sup>

以上の五點を踏まえれば、やはりこれら敦煌本『漢書』は、王氏を始めとする先學が指摘する通り、蔡謨『漢書集解』だと考えられるのである。

### 三 敦煌本『漢書集解』と顔師古校注『漢書』との比較

敦煌本『漢書』が、顔師古校注『漢書』成立以前の通行本であった蔡謨『漢書集解』であることを確認したわけであるが、その敦煌本『漢書集解』と顔師古校注『漢書』とを比較し、顔師古は注釋をどのように改變したかを検討したところ、以下の六例に分類できた。それではこれらを順に確認していきたい。

(一) 注釋が無い箇所に注釋を付ける。(一九五例)

【本文】由是言之、風俗移易、人性相近而習相遠、信矣。(P.3669)

【集解】なし

【顔注】師古曰、論語云、孔子曰、性相近習相遠也。言人同稟五常之性、其所取舍本相近也、但所習各異、漸漬而移、則相遠矣。

【本文】一物失稱、亂之端也。(P.3557)

【集解】なし

【顔注】師古曰、稱、宜也。音尺孕反。

これは「漢書敍例」の「舊の闕漏する所、未だ嘗て解説せざれば、普く更に詳釋し、洽通せざることを無からしむ」(傍線部「六」)に當たる注釋であろう。この事例は六例の中で最も多く、敦煌本『漢

書集解』と顔師古校注『漢書』の最も大きな違いである。<sup>(三三)</sup>

(二) 舊注を削り、自らの注釋に置き換える。(八例)

【本文】上罪梏拑而桎 (P.3669)

【集解】音鞞、壹其手也。

【顔注】師古曰、械在手曰梏、兩手同械曰拑、在足曰桎。弊、斷罪也。自此以上掌囚所職也。梏音、古篤反。拑即拱字也。桎音、之日反。弊音蔽。

これは「漢書敍例」の「若し汎説なるも當に非ず、蕪辭競逐し、苟も異端を出し、徒に煩冗を爲すは、祇だ篇籍を穢すのみなれば、蓋し焉を取る無し」(傍線部「五」)である。

(三) 舊注を編集する。(八例)

【本文】少史冠法冠、爲妻先引 (S.2053)

【集解】文穎曰、先引謂導車前也。

【顔注】蘇林曰、少史、曹史之下者也。文穎曰、先引謂導車前。敦煌本では文穎注だけついていたが、蘇林注を付け足している。また、單純に文穎の後に蘇林を付け加えるのではなく、「漢書敍例」に記載されている順番(蘇林↓文穎の順)にしている。こういった

『漢書集解』に引用されていない舊注を他本より補って引用する態度は、「漢書敍例」の「凡そ舊く是に注せし者、則ち聞然すること無くんば、具さにして之を存し、以て隱さざるを示す」(傍線部「二」)に則っている。

なお、「舊注を編集」した、と言っても、具體的には舊注を付け加えたり注釋文を校正するなど、敦煌本『漢書集解』を顔師古が増

補したものがほとんどである。しかし顔師古校注『漢書』の方が舊注が少ないという箇所が一例だけある。

【本文】初元元年、郡圖誤以閩佰爲平陵佰。積十餘歲、衡封臨淮郡、遂封眞平陵佰以爲界、多四百頃。

【集解】蘇林曰、平陵閩僮縣千陌名也。平陵陌在閩陌而、誤十餘歲、衡乃始封此鄉也。晉灼曰、舉郡而言耳、自封縣也。

【顔注】蘇林曰、平陵佰在閩佰南、誤十餘歲、衡乃始封此鄉。

顔師古校注『漢書』では、蘇林の注釋文が短くなっており、更に晉灼注が引用されていない。今、中華書局標點本を見てみると、蘇林注の後に「晉灼曰、舉郡而言耳、自封縣也」と晉灼注があり、さほど變わらないように見えるのであるが、實はこれは敦煌本によって付け加えられたもので、百衲本『漢書』や『漢書補注』にはこの晉灼注は引かれていない。

(四) 舊注に自注を追加する (十三例)。

【本文】恭顯又時傾仄見詘。(S.2053)

【集解】文穎曰、恭顯心不自安也。

【顔注】文穎曰、恭顯心不自安也。師古曰、文說非也。言其不能持正、故議論大事見詘於天子也。仄、古側字。

ここでは舊注の一つである文穎注を是正しつつ、「仄」字についての注も加えている。

「漢書紋例」の「其れ指趣略舉し、結約未だ伸さざること有れば、衍して之を通じ、皆な備悉せしむ。詭文僻見、理を越ゑ眞を亂すに至れば、匡して之を矯め、以て惑蔽を祛る」(傍線部「四」)に相當する。

(五) 敦煌本では注釋者名がないものに姓名を書き加える (六例)。

【本文】上以育著舊名臣、乃以三公使車載育入殿中受策 (S.2053)

【集解】使車、三公奉使之車也。若安車。

【顔注】孟康曰、使車、三公奉使之車、若安車也。

ここで顔師古は、敦煌本では缺けている注釋者名を補っているだが、蔡謨が知り得なかった『漢書』注釋者の姓名を、顔師古はどのようにして知り得たのであろうか。この問題については、吉川忠夫氏の「裴駟の『史記集解』が大變參考になる。『史記集解』は『漢書』注を多用するのだが、その中には單に「漢書音義曰」と冠されるだけで、敦煌本と同じく姓名がない注釋が多々ある。ところがこれらを顔師古校注『漢書』と比較すると、敦煌本の事例と同じように缺けている姓名が顔師古校注『漢書』では明記されているのである。この問題について吉川氏は、

『集解』が「漢書音義」として引くものが、師古注では、荀悅、服虔、應劭、伏巖、劉德、鄭氏、李奇、文穎、張揖、蘇林、如淳、孟康、晉灼、臣瓚の個人名に還元されている。これをどう解すべきか。『史記集解』序の正義は、先ほど引いた「案大顔以爲無名義」につづけて、「漢書音義今有六卷、題云孟康、或云服虔、蓋後所加、皆非其實、未詳指歸也」というけれども、顔師古が意をもって個人名になおしたとは考えられない。顔師古は臣瓚『漢書音義』に引かれた諸説のものとの書物を見る機会にめぐまれたか、それともまたひとつの可能性のある推測として、臣瓚注にやや先だつ晉灼注を利用し、それには個人名が明記されていたことが考えられる。

と、顔師古は晉灼注によって注釋者名を知り得たとの推論を提示さ



れている。吉川氏の指摘する通りであろう。またこういった失われた姓名を明らかにする態度は、(三)と軌を同じくするものと考えられる。

(六) 舊注を自注に取り込む(四例)。

【本文】故金布令甲曰(S.2053)

【集解】丞相達尉板詔令也。金布、其篇目。

【顔注】師古曰、金布者、令篇名也。其上有府庫金錢布帛之事、因以名篇。令甲者、其篇甲乙之次。

これは(三)や(五)に見える、「凡そ舊注の是なる者は、則ち聞然無くんば、具さにして之を存し、以て隠さざるを示す」と相反する態度である。このような顔師古の態度は、古來より指摘されてきた<sup>(三七)</sup>。しかし、吉川氏が「古人は先人の説を用いることにしかくそれほど神経質であつたらうか。われわれを拘束している倫理感が、彼らをも同様に拘束したであらうか」と述べる通り、單純に「顔師古が剽竊した」と見なすのは問題がある。そして何より(五)の如く、顔師古は姓名が無い注釋に姓名を冠してその注釋者を明示しているのである。したがってこの事例は、「古本」を調査しても注釋者の姓名が不明だったため、ひとまず自注に取り込んでおいた、と考えることもできよう。いずれにしても敦煌本『漢書』が引用する無名氏の『漢書』注釋は、たとえ顔師古校注『漢書』に引用されていたとしても、必ず姓名を伴っているのである。この相違には留意する必要がある<sup>(三八)</sup>。

以上、兩書の違いを検討してきたわけであるが、兩書の主な違いを大別すると、①「注釋の分量」、②「舊注の異同」、の二點に分

けられる。

まず、①「注釋の分量」である。これは先に挙げた兩書の注釋數から一目瞭然であるが、顔師古校注『漢書』に比べ、敦煌本の方が壓制的に注釋が少ない。ここから、顔師古は注釋を作成する際に、ただ舊注を切り貼りしただけではなく、(三)のように敦煌本が引用しない舊注を引用するだけでなく、(四)のように自注を付け加えること<sup>(四〇)</sup>によって舊注を増補し、更に大量の自注を付け加えたのである。このことから顔師古校注『漢書』は蔡謨『漢書集解』に比べて、注釋が大幅に増加し注釋書として充實している、と言えよう。續いて②「舊注の異同」である。注釋の姓名と文字の異同などが見えるが、これらは先人が見ることのできなかつた注釋書(主に晉灼『漢書集注』か)を見たために差違が生じたと考えられる。「漢書敍例」での數々の指摘も顔師古が實際に「古本」を見ることによってこそ、可能であつたのであろう。

このように兩書に散見する舊注の異同の多くは、顔師古が「古本」を見たことによって發生したという觀點から理解することができ。しかしながら、この觀點からは解決できない問題が『漢書』注釋書には存在するのである。

#### 四 ゆれる『漢書集解』

『漢書』卷二十三 刑法志

【本文】上罪梏拑而桎。(P.3669)

【集解】音鞏、壹其手也。

【顔注】師古曰、械在手曰桎、兩手同械曰拑、在足曰桎。弊、斷罪

也。自此以上掌囚所職也。楷音、古篤反。拳即拱手也。極音、之日反。弊音蔽。

これは先に挙げた(二)の例である。敦煌本『漢書集解』と顔師古校注『漢書』とを比較した場合、前述の通り「顔師古は舊注を削つて詳細な自注を付けた」と判断できよう。

ところが、この顔師古注とほぼ同じ注釋が、『文選』李善注では應劭注として引用されているのである。

『文選』卷四十一 司馬子長「報任少卿書」<sup>(四二)</sup>

【本文】魏其、大將也、衣赭衣、關三木。

【李注】三木、在項及手足也。魏其侯、已見李陵答蘇武書。周禮曰、

上罪桎梏而極。應劭漢書注曰、在手曰桎、兩手同械曰梏、

在足曰極。韋昭曰、極、兩手合也。楷音告。拳音拱。極、

之栗切。<sup>(四三)</sup>

ここで顔師古校注『漢書』と『文選』李善注を比較した場合、應劭注については「顔師古が應劭注を自注に取り込こんだ」、韋昭注については「顔師古が削った」と考えられよう。

しかし、敦煌本『漢書集解』、顔師古校注『漢書』、そして『文選』李善注の、三本すべてを比較すると、「何故應劭注が敦煌本『漢書』に引用されていないのか」という疑問が生じるのである。

この場合、まず考えられることは、「顔師古が應劭注を自注に取り入れ、李善は應劭注の單注本を見た」、という可能性である。しかし應劭の單注本は『隋書』經籍志には著録されていない。また前述の通り、顔師古は姓名を缺く舊注に姓名を冠して引用している。したがって、應劭注であるにもかかわらず、顔師古が自注に取り入れたとは考えにくい。それではこの現象をどのように捉えればよい

のであろうか。

資料に制限があり容易に結論が出る問題ではないのだが、ここで一つの可能性を提示しておきたい。それは、顔師古が見た『漢書集解』、李善が見た『漢書集解』<sup>(四四)</sup>、そして敦煌本『漢書集解』、以上三つの『漢書集解』がそれぞれ若干異なった注釋を持っていた、という可能性である。つまり、李善が見た『漢書集解』には「應劭注」が存在し、顔師古が見た『漢書集解』は注釋文はあったものの姓名が脱落していたため、顔師古は自注に取り入れ、そして敦煌本『漢書集解』は何らかの理由で「應劭注」が缺けていたのがある。

同名の注釋書でありながら、注釋がゆれ動く現象については、李匡又『資暇集』に『文選』李善注に關する記述がある。

李續之は雅宜殷勤也。代々數本の李氏文選を傳ふ。初注の成る者、覆注の者有り、三注四注の者有り。當初旋<sup>(四五)</sup>ば之を傳寫せらる。其の絶筆の本、釋音訓義を兼ね、注解は甚だ多し。余が家は幸ひにして有り。嘗て數本を將て並べて校するに、唯だ注の瞻略有異のみならず、科段に至りても、互ひに相ひ同じからず、余が家の本の該備に似る無き也。<sup>(四六)</sup>

このように、唐末には複数の李善注本が存在しており、しかも同じ李善注でありながら注釋の内容は大きく異なっていた。<sup>(四七)</sup>また、『後漢書』李賢注の舊鈔本には、現在傳わっているどの版本にも無い注釋が存在している。<sup>(四八)</sup>『漢書集解』やその他の『漢書』注釋書も、『文選』李善注や『後漢書』李賢注と同じように、文字の異同だけではなく、注釋そのものの出入があり、同じ『漢書集解』でありながら、収録する注釋が異なっていたのであろう。そして、晉灼注を重んじたはずの顔師古に晉灼の注が無く、敦煌本の方にはあること(前述)

も、同じ書名の注釋書であっても注釋がゆれているという觀點から考えることによってより理解しやすくなるのではなからうか。

なお、敦煌本『漢書集解』は完本ではなく、注を省略している節略本であるために三者に相違が生じた可能性もある。つまり元々『漢書集解』には應劭注があったものの、傳寫の過程で消失し、敦煌本の形態になったということである。そうであるならば、顔師古が應劭注を取り入れたということになるだろう。しかし、この敦煌本『漢書集解』と顔師古校注『漢書』とを比較すると、本文には大きな相違や省略が無く、注釋についても、顔師古が舊注を引用しない箇所では、敦煌本でも同様に舊注を引用しなかったり、舊注の数がほぼ一致するなど、こちらも節略が認められない。したがってこの敦煌本『漢書集解』は省略があったとしても極めてわずかであったと見て問題は無いだろう。また假に省略されていたとしても、それは同時に注釋がゆれていくことを認めることとなり、注釋の異なる様々な種類の『漢書集解』があったことに變わりはないのである。

### おわりに

敦煌本『漢書集解』と顔師古校注『漢書』との比較から見える兩書の特徴は、次のようになる。

○敦煌本『漢書集解』↓注釋の分量が少ない。注釋が大きくゆれている。

○顔師古校注『漢書』↓注釋の分量が多い。注釋は固定されている。

これまで見てきた通り、『漢書集解』と顔師古校注『漢書』とでは、注釋が大きく異なっている。したがって、顔師古校注『漢書』

成立以前は勿論のこと、顔師古校注『漢書』が現在のような權威を持つ以前、つまり『漢書集解』顔師古校注『漢書』が併存した時代の文獻に引用されている『漢書』を讀む際には、その解釋の違いなども視野に入れながら讀解することが必要となるであろう。また同じ『漢書集解』といえども注釋が異なっているので、その點も重ねて注意する必要がある。また従来、顔師古による本文の固定は指摘されてきたが、今回の調査の結果、本文だけでなく注釋も顔師古によって固定されていることが判明した。このことから顔師古以前と以後の『漢書』の間には本文・注釋ともに大きな斷絶がある、といつてよいだろう。

また、注釋の質的差違の他に、絶對的な分量の違いも兩書の間には存在する。この分量の差の意味するところについて少し述べておきたい。今、敦煌本『漢書集解』を見ると注釋が非常に少なく、この注釋だけでは、『漢書』は十分に讀み解くことができなかつたのではないか、とも推察できるのである。そう考えたときに想起されるのが、『漢書』の讀みを受ける「漢書の宗匠」・「漢書學者」達の存在である。彼らが活躍した第一の要因は、『漢書』の需要が非常に高かつたことが挙げられるが、既存の注釋だけでは十分に『漢書』を讀解できなかつたという要因があるのではなからうか。そしてその後、顔師古が十分な注釋を付けることによって、初めて『漢書』は「宗匠」や「漢書學者」による教授に頼ることなく、注釋書に據つて獨學することのできる書物となつたのではないか。そしてこれが數ある『漢書』注釋書の中で、顔師古校注『漢書』のみが生き残つた要因の一つとなつたのではなからうか。この問題については更なる考察が必要ではあるが、注釋書の多さと「漢書學者」の多さを、

『漢書』の需要の高さだけに求めるのは再考を要するであろう。

以上、敦煌本『漢書集解』と顔師古校注『漢書』とを比較検討してきたが、今後は『史記集解』や文選李善注に引用されている『漢書』の舊注を検討し、『漢書集解』（及び『漢書』舊注）のゆれ幅を想定していくこと、またゆれる舊注や本文に對して顔師古はどのように對處していったかを「漢書敘例」や顔師古自身の注釋を手掛かりにしつつ子細に検討していくこと、そして唐から北宋までの學術思想も視野に入れながら顔師古校注『漢書』が生き残った要因を檢討していくこと必要であろう。これらの問題については今後の課題としていきたい。

## 注

- (一) 吉川忠夫氏「顔師古の『漢書』注」(『六朝精神史研究』同朋舎、一九八四年に所收)。またその他に田中和夫氏『毛詩正義研究』(白帝社、二〇〇三年)の第三章第二節「顔師古の詩經學」がある。なお、本稿では吉川氏のこの論文を以下「吉川論文」と呼ぶ。
- (二) 拙稿『後漢書』李賢注所引「前書音義」考(『大東文化大學漢學會誌』第四十五號、二〇〇六年)、『文選』李善注所引「漢書音義」考(『六朝學術學會報』第八集、二〇〇七年)、『史記集解』所引「漢書音義」考—司馬相如列傳を中心に—(『大東文化大學中國學論集』第二十五號、二〇〇七年)、『文選』李善注所引「漢書』顔師古注考」(『人文科學』第十五號、二〇一〇年)。
- (三) 顔師古以前の『漢書』受容については、吉川論文の第一節「顔師古以前における漢書の學」にて詳細に論じられている。詳しくはそちらを参照していただきたい。

(四) 漢書舊無注解、唯服虔應劭等各爲音義、自別施行(顔師古「漢書敘例」)。なお、本稿では正史は中華書局標點本を、『文選』は胡刻本(藝文印書館影印本)を使用した。また『漢書』については適宜百納本及び王先謙『漢書補注』を参照した。

(五) 服虔・應劭以前にも姓名不明ではあるが、『漢書』の注釋が存在していた。この点については、吉川論文の三一六頁を参照。

(六) 凡所著述百三十六篇。又集解漢書、皆傳于時(『後漢書』卷四十八應劭傳)

(七) 至典午中朝、爰有晉灼、集爲一部、凡十四卷。又頗以意增益、時辯前人當否、號曰漢書集注。屬永嘉喪亂、金行播遷、此書雖存、不至江左。是以爰自東晉迄于梁陳、南方學者皆弗之見。有臣瓚者、莫知氏族、考其時代、亦在晉初、又總集諸家音義、稍以己之所見、續廁其末、舉

駁前說、喜引竹書、自謂甄明、非無差爽、凡二十四卷、分爲兩帙。今之集解音義則是其書、而後人見者不知臣瓚所作、乃謂之應劭等集解(顔師古「漢書敘例」)。

(八) 『舊唐書』經籍志及び『新唐書』藝文志は顔師古「漢書敘例」と同じく「十四卷」とする。また『新唐書』藝文志には續けて「又音義十七卷」とある。

(九) 晉灼『集注』そのものは江南に傳わらなかったが、臣瓚『漢書集解音義』に引用されることによって、晉灼の注釋は江南へ傳わった。詳しくは、吉川論文の注(三)と吉川氏「裴駰の『史記集解』」(『加賀博士退官記念中國文史哲學論集』講談社、一九九七年に所收)を参照。

(一〇) 蔡謨全取臣瓚一部散入漢書、自此以來始有注本。但意浮功淺、不加隱括、屬輯乖舛、錯亂實多、或乃離析本文、隔其辭句、穿鑿妄起。職此之由、與未注之前大不同矣。謨亦有兩三處錯意、然於學者竟無弘益。

(一一) 總應劭以來注班固漢書者、爲之集解(『晉書』卷七十七 蔡謨傳)。

(一二) 蔡謨によって分けられた卷は、「高帝紀・王子侯表・百官公卿表・律

曆志・食貨志・郊祀志・地理志・匈奴傳・外戚傳（以上は上下に分割）、「王莽傳」（上中下の三卷）、「五行志」（上、中之上、中之下、下之上、下之下の五卷）で、顔師古によって分けられた卷は「司馬相如傳・嚴朱吾丘主徐嚴終王賈傳・楊雄傳・西域傳・敘傳」（上下に分割）である。これら『漢書』の分巻については、注（二）に前掲の拙稿『後漢書』李賢注所引「前書音義」考の（注二）を参照。

（三）顔師古が引用する舊注の下限は、東晉の蔡謨である。蔡謨以後にも多くの注釋書が作られたにもかかわらず、それらを顔師古が引用しなかったことについては、吉川論文の三六六頁から三八四頁を参照。

（四）『舊唐書』卷七十二、顔師古傳に「時承乾在東宮、命師古注班固漢書、解釋詳明、深爲學者所重」とあり、「漢書敘例」に「歲在重光、律中大呂、是謂涂月、其書始就」とある。なお、『爾雅』釋天に「在辛曰重光」とあることから、「敘例」に言う「重光」は貞觀十五年（辛丑）を指す。

（五）漢書舊文多有古字、解說之後、屢經遷易、後人習讀、以意刊改、傳寫既多、彌更淺俗。今則曲覈古本、歸其真正、一往難識者、皆從而釋之。（中略）

凡舊注是者、則無聞然、具而存之、以示不隱。其有指趣略舉、結約未伸、衍而通之、使皆備悉。至於詭文僻見。越理亂眞、匡而矯之、以祛惑蔽。若汎說非當、蕪辭競逐、苟出異端、徒爲煩冗、祇穢篇籍、蓋無取焉。舊所闕漏、未嘗解說、普更詳釋、無不洽通。上考典謨、旁究蒼雅、非苟臆說、皆有援據。

（六）この「古本」がどのようなものであるか、詳細は不明である。吉川氏は、顔師古は北朝に傳存したテキストや北朝にのみ傳わった晉灼注を尊重し、テキストクリティックの際に参照していたのではないかと推定されている（前掲吉川論文三二六頁）。

（七）顔師古による『漢書』本文の校訂については、吉川論文三五九頁から三六五頁、及び池田昌廣氏「西域出土の古鈔本からみた『漢書』顔

師古本」（『アジア遊學 一四〇號 舊鈔本の世界』 勉誠出版、二〇一一年）を参照。

（八）注（三）を参照。

（九）王鳴盛『十七史商榷』卷七「漢書敘例」に「據敘例、注漢書者、師古以前凡五種。一服虔二應劭三晉灼四臣瓚五蔡謨。師古據此五種、折衷而潤色之。又敘例臚列諸家姓名爵里出處、凡二十三家。大約晉灼於服應外添入伏儼劉德鄭氏李斐李奇鄧展文穎張揖蘇林張晏如淳孟康項昭韋昭十四家、臣瓚於晉所采外添入劉寶一家、師古則於五種外又添荀悅漢紀并崔浩漢紀音義及郭璞注司馬相如傳三家」とある。ただし、王鳴盛の分類は、單純に時代によって機械的に分類しただけのものなので、この分類は今後詳細に検討すべきであろう。

（一〇）後述の通り、顔師古は蔡謨『集解』が引用していない舊注を引用して、注釋を増補・校訂しているので、兩書の關係は單純な繼承關係ではない。

（一一）次則漢書之學、亦唐初人所競尚。

自隋時蕭該精漢書、嘗撰漢書音義、爲當時所貴（該傳）。包愷亦精漢書、世之爲漢書學者、以蕭、包二家爲宗（愷傳）。劉臻精於兩漢書、人稱爲漢聖（臻傳）。又有張沖撰漢書音義十二卷、于仲文撰漢書刊繁三十卷。是漢書之學、隋人已究心。

及唐而益以考究爲業。顔師古爲太子承乾注漢書、解釋詳明、承乾表上之、太宗命編之祕閣、時人謂杜征南、顔祕書爲左邱明、班孟堅忠臣。其叔游秦先撰漢書決疑、師古多取其義、此顏注漢書、至今奉爲準的者也（師古傳）。房玄齡以其文繁難省、又令敬播撮其要、成四十卷。當時漢書之學大行、又有劉伯莊撰漢書音義二十卷。秦景通與弟暉皆精漢書、號大秦君、小秦君。當時治漢書者、非其指授以爲無法。又有劉納言亦以漢書名家（敬播傳）。姚思廉少受漢書學於其父察（思廉傳）。思廉之孫班、以察所撰漢書訓纂多爲後之注漢書者隱其姓氏撰爲己說、班乃撰

漢書紹訓四十卷、以發明其家學（姚瑋傳）。又顧允撰漢書古今集二十卷（允傳）。李善撰漢書辨惑三十卷（善傳）。王方慶嘗就任希古受史記、漢書、希古選官、方慶仍隨之卒業（方慶傳）。他如郝處俊好讀漢書、能暗誦。（處俊傳）裴炎亦好左氏傳、漢書（炎傳）。此又唐人之究心漢書、各稟承舊說、不敢以意爲穿鑿者也。

(三) 古川論文の三〇八頁から三〇九頁を参照。

(三) 『後漢書』卷八十四 列女傳に「時漢書始出、多未能通者。同郡馬融伏於閣下、從昭受讀、後又詔融兄續繼昭成之」とある。

(四) 唯史記漢書、師法相傳、竝有解釋。三國志及范曄後漢、雖有音注、既近世之作、竝讀之可知。梁時、明漢書有劉顯韋稜。陳時有姚察、隋代有包愷蕭該、竝爲名家。

(五) 顔氏一族が『漢書』を家學として繼承していったことについて、詳しくは古川論文三四六頁から三五八頁を参照。

(六) なお、唐代の『漢書』受容については、余欣氏「寫本時代知識社會史研究—以出土文獻所見《漢書》之傳播與影響爲例」（『唐研究』第十卷、二〇〇七年）も参照。

(七) 敦煌本は黃永武主編『敦煌寶藏』（新文豐出版、一九八一〜八六年）を使用した。また、P.3669 と P.3557 の二つは『敦煌書法叢刊 第一〇卷 經史（八）』（二玄社、一九八五年）も併せて参照した。「敦煌秘笈四三二」は、「敦煌石室碎金」（羅雪堂先生全集三編六）に所收の羅振玉校録「漢書匡衡張禹孔光傳殘卷」を使用した。なお、P.2973c（『漢書』卷三十九 蕭何曹參傳殘卷）も注釋が付けられている『漢書』で、顔師古校注『漢書』ではないと判断できるのだが、節略本であるので、今回は調査の対象外とした。

(八) 本文及び注釋はS.2053からの引用である。なお、姓名を缺く『漢書』注釋について詳しくは注(一)の拙稿を参照。

(九) 世字作廿、民字治字缺筆、則當寫高宗之世。所載諸家注語、不及李

奇以後、與小顔注所徵引、亦繁簡不同、以余考之、蓋音蔡謨集解也。  
(三〇) 余欣氏前掲揚文は、王氏と同じく蔡謨『集解』とするものの、開元四年以降、八世紀頃の寫本としている。

(三) 『隋書』經籍志「漢疏四卷」の項目に「劉孝標注漢書一百四十卷、陸澄注漢書一百二卷、梁元帝注漢書一百一十五卷」とあるのだが、續けて「梁有竝亡」とあることから、初唐期に現存していた「注本」は蔡謨『集解』か顔師古校注『漢書』だけであったと考えられる。

(三) 他注釋書が引用する姓名を缺く『漢書』注釋については、注(二)の拙稿を参照

(三) 顔師古校注『漢書』が敦煌本『漢書集解』と比較して、大幅に注釋數が増えているのは、『史記』夏本紀と顔師古校注『漢書』の地理志との比較からも確認できる。夏本紀と地理志は、共に『尚書』禹貢篇をその材料としているため、共通する文章が多い。そこで当該箇所の注釋、『史記集解』夏本紀と顔師古校注『漢書』の地理志を比較すると、『史記集解』には『漢書』の注釋がほとんど引用されず、代わりに孔安國・馬融・鄭玄・王肅といった『尚書』注釋家の注が引用されている。一方、顔師古校注『漢書』では、『史記集解』で引用された『尚書』注釋家は引用されず、ほぼ顔師古の自注となっている。この事例から、顔師古校注『漢書』以前は地理志にほとんど注釋が付けれられておらず、顔師古校注『漢書』になって注釋が付けられたことが窺えよう。但し地理志に付けられた顔師古の自注は『尚書』孔安國傳の強い影響を受けている。本稿の注(三六)も併せて参照していただきたい。

(四) 中華書局校勘記に「晉灼曰、「舉郡而言耳、自封縣也。」」殘卷本多此十二字」とある。

(五) 詳しくは前掲の拙稿『史記集解』所引「漢書音義」考—司馬相如列傳を中心に—を参照。

(六) 前掲の古川氏「裴駟の『史記集解』」の注(一〇)。

(三七) 顔師古の剽竊を指摘する代表的な資料として、『舊唐書』卷七十二「顔師古傳」、「十七史商榷」卷七「漢書校例」、王先謙『漢書補注』「前漢補注序例」、沈欣韓『漢書疏證』卷一冒頭部分注がある。

(三八) 吉川論文三五八頁を参照。なお、吉川氏は趙翼『廿二史劄記』卷七「班書顔註皆有所本」も引用し論じている。こちらも併せて参照していただきたい。

(三九) ここで一言しておかなければならないのは、『漢書』本文に引用されている經書に對する顔師古の注釋である。注(二)の田中氏論文が指摘するように、顔師古は『漢書』が引く『詩經』を解釈する際、明らかに毛傳・鄭箋であっても、全て「師古曰」とし、両者の姓名を明記しない。また潘銘基氏『《漢書》顔師古注引《尚書》注解研究』(『中國文化研究所學報』第四十七期に所収、香港中文大學、二〇〇七年)も『漢書』が引く『尚書』付けられた顔師古注釋は、その大部分が孔傳に基づいているか、または孔傳に若干の増補をして注釋としている、と指摘している。しかしこれも毛傳・鄭箋の例と同じく「師古曰」としているのである。では、顔師古が毛亨・毛萇・鄭玄・孔安國らの姓名を隠した理由は如何なるものであろうか。古人が先行する注釋を引用する際に大らかであつたためであらうか。それとも「注釋のゆれ」(本論にて後述)によるものであろうか。筆者は現在の所、『漢書』をもつて『漢書』を注釋することをあくまで原則」とし(吉川論文三八八頁)、「經書の引用が經書本文とちがつている場合にも、ちがいのままのこされる」(同上)という立場を採る顔師古が意圖的に毛亨・毛萇・鄭玄・孔安國ら經學者の姓名を隠した、と推察している。この問題については別稿にて詳論する予定である。

(四〇) 全てが顔師古の完全なオリジナルの注釋ではない。詳しくは吉川論文三四六頁から三五八頁及び三六六頁から三七三頁を参照。

(四一) 「報任少卿書」は『漢書』卷六十二「司馬遷傳」にも収録されている。【本

文】魏其、大將也、衣赭、關三木。【顔注】師古曰、三木、在頸及手足。

(四二) 『文選』は藝文印書館影印本(胡刻本)を使用した。なお、「三木在項及手足也」を明州本(六家注『文選』、汲古書院影印本)は李善の注に含めず、張銑の注とし、「魏其侯、已見李陵答蘇武書」を四部叢刊本(六臣注『文選』)は「漢書曰寶嬰景帝時吳楚反拜嬰爲大將軍七國破封嬰爲魏其侯坐灌夫罵丞相田蚡不敬遂論嬰棄市」に作り、「應劭漢書注」を四部叢刊本は「應劭漢書法」に作り、「華而榘」を明州本・尤表本(李善注『文選』、中華再造善本)は「華而榘」に作り、「榘兩手合也」を四部叢刊本・明州本は「榘兩手合也」に作っている。

(四三) 李善が見た『漢書』については、斯波六郎氏「李善文選注引文義例考」(『六朝文學への思索』創文社、二〇〇四年に所収)、及び富永一登氏『文選李善注の研究』(研文出版、一九九九年)を参照。兩氏は李善注に引かれる『漢書』本文から、李善は顔師古校注『漢書』ではなく、蔡謨『漢書集解』を使用していたとする。また前掲の拙稿『「文選」李善注所引「漢書音義」考』では、李善が引用する『漢書』注釋書からこの問題を検討し、兩氏と同じく李善は蔡謨『漢書集解』を使用したとの結論を得た。

(四四) 顔師古は『漢書集解』ではなく、晉灼『漢書集注』に基づいていたとも考えられる。

(四五) 李匡又『資暇集』卷上「非五臣」に「李續之雅宜殷勤也。代傳數本李氏文選。有初注成者、覆注者、有三注四注者。當初旋被傳寫之。其絶筆之本、兼釋音訓義、注解甚多。余家幸而有焉。嘗將數本並校、不唯注之瞻略有異、至於科段、互相不同、無似余家之本該備也」とある。

(四六) 詳しくは清水凱夫氏「文選李善注の性質」(『中國讀書人の政治と文學』創文社、二〇〇二年に所収)を参照。

(四七) この『後漢書』舊鈔本(范曄『後漢書』「附李賢注」舊鈔本 存卷三十一部分「賈琮傳後半及び陸康傳」、公爵九條道實氏舊藏)は、九條家

本『延喜式』紙背文書の一つであり、現在は東京国立博物館に所蔵されている。また影印は『古簡集影』第一輯（大正十三年刊、東京帝國大學史料編纂掛）に収録されている。この舊鈔本の特徴について詳しくは拙稿『古簡集影』所収の『後漢書』舊鈔本」（『アジア遊學 一四〇號 舊鈔本の世界』、勉誠出版、二〇一一年）を参照。また九條家本『延喜式』については、鹿内浩胤氏「九條家本『延喜式』覚書」（『書陵部紀要』第五二號、二〇〇一年）を参照。なお、この『後漢書』舊鈔本の所在について拙稿では「所在不明」としていたが、發表後に國立歴史民俗博物館外来研究員の高田宗平氏より御教示をいただいた。ここに御禮申し上げる。

（四八）注（一六）を参照。